

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

[2024年 6月 1日現在]

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人社団愛友会
代表者(役職・氏名)	理事長 中村 康彦
所在地・電話番号	埼玉県上尾市柏座1丁目10番10号 048-773-1111
法人の設立年月日	昭和41年1月6日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	あげお愛友の里訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
指定事業所番号	1161690056
管理者	沼田 和子
所在地	〒362-0005 埼玉県上尾市西門前727番3号
電話番号	048-772-9651
FAX番号	048-772-9653
通常の事業実施地域	上尾市、桶川市、伊奈町 地域外については、相談に応じます。

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで(12月31日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30まで 土曜日は午前8時30分から午後0時30分まで ただし、契約内容により24時間対応可能な体制を整えます。

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1人
看護師等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問看護等の提供に当たります。 ・看護職員(准看護師を除く)は、訪問看護計画書および訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書および介護予防訪問看護報告書)を作成します。 	看護師 常勤3人 非常勤2人 理学療法士等 常勤0人 非常勤 0人

3 事業の運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターおよび他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能回復および生活機能の維持または向上を目指すものとします。

指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとします。

4 サービス内容

- ① 病状、心身の状況の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

5 利用料、その他の費用

(1) 利用料

利用者負担額は、介護報酬・診療報酬告示上の額とし、利用者の負担割合に応じた額となります。詳細は、別紙料金表をご参照ください。

各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料が減免又は免除されます。

(2) 交通費

看護師等が訪問するための交通費の実費負担はありません。

(3) サービスのキャンセル

サービスの利用を中止したい場合に、キャンセル料はいただいておりませんが、サービス提供日の前日までにご連絡ください。

6 利用者負担額、その他の費用の請求方法及び支払方法

(1) 請求方法

① 利用者負担額、その他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求します。

② 請求書は、利用月の翌月15日頃までに利用者へ持参又は送付します。

(2) 支払方法

お支払いは、口座自動引落しとなっています。28日(土日祝日の場合は翌営業日に振替)に利用者の指定する口座から自動引き落としをします。

なお、お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管をしてください。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)

7 秘密の保持

(1) 従業者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間および従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

(2) サービス担当者会議等で、利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は、事前に同意を得ます。

(3) 利用者またはその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族や介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄)	
	電話番号	

9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	保険名
三井住友海上火災保険株式会社	訪問看護事業者賠償責任保険

10 サービス提供に関する相談や苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。把握した内容をもとに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 苦情相談窓口

担当	管理者 沼田 和子
電話番号	048-772-9651
受付時間	午前8時30分～午後5時30分まで
受付日	月曜日から金曜日まで(祝日、12月31日から1月3日までを除く)

市町村および国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

上尾市役所 健康福祉部 高齢介護課	048-775-6473
桶川市役所 高齢福祉部 高齢介護課	048-786-3211
伊奈町役場 福祉課	048-721-2111
埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情対応係	048-824-2568

11 ハラスメント対策の強化

事業所は、適切なサービスの提供を確保し、従業員の就業環境が害されることを防止する観点から、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 職場または利用者等(家族・関係者含む)において行われる性的な言動・行動または優越的な関係を背景とした言動・行動等による著しい迷惑行為により、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し、従業員、利用者等に対し周知・啓発します。
- (2) 相談への対応のための窓口、担当者をあらかじめ定め、従業員の周知します。
- (3) マニュアル作成や研修の実施等、被害防止のための取り組みを実施します。
- (4) メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して一人で対応させない等、被害者への配慮のための取り組みを実施します。

12 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護、尊厳の保持が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等を促進するため、次掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的(新入職時含む)に実施します。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

13 業務継続計画

事業所は、必要な看護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うことを目的に、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知を行うとともに、必要な研修および訓練を定期的(新入職時含む)に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画を見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 医療法人社団愛友会では、上尾市で運営する訪問看護ステーション4事業所間(上尾中央訪問看護ステーション、訪問看護ステーションゆーらっぷ、エルサ上尾訪問看護ステーション、あげお愛友の里訪問看護ステーション)で、相互支援に関する連携協定を締結しています。

14 身体的拘束等の適正化

事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15 感染症の予防およびまん延の防止

事業所は、当事業所において感染症が発生、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知します。
- (2) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施します。

16 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
-------	---

17 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 看護師等はサービス提供の際、次の業務は行うことができません。
 - ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
 - ② 利用者以外の家族のためのサービス提供
- (2) 看護師等に対する金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所へご連絡ください。
- (4) 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する水道、電気、ガス等の費用は、利用者のご負担となります。
- (5) 介護保険法の規定により、訪問看護の給付を受けることができる時は、医療保険では行わないこととなっています。ただし、要介護者等であっても、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。
 - ① 末期の悪性腫瘍の場合
 - ② 厚生労働大臣が定める疾病等の場合〔厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平27. 3. 厚労告95)(平30. 3. 厚労告78改正)〕
 - ③ 急性増悪により一時的に頻回に訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書を交付された場合(指示の日から14日間を限度とする)
 - ④ 精神科訪問看護指示書が交付された場合(認知症が主傷病である場合は除く)

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-----------------

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供開始に当たり、利用者に対して重要事項を説明しました。

事業者	所在地	埼玉県上尾市柏座1丁目10番10号
	法人名	医療法人社団愛友会
	代表者名	理事長 中村 康彦
	事業所名	あげお愛友の里訪問看護ステーション
	説明者氏名	印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意し、交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	